

地裁委員会

第2回 釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成15年11月21日(金)午後1時30分から午後4時

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者

(1) 委員

石井清行(北海道建築士事務所協会)	梅岡義幸(釧路市企画財政部)
酒井源樹(北海道教育大学教育学部釧路校)	佐藤正樹(釧路司法書士会)
平間育子(釧路女性団体協議会)	松実 寛(釧路消費者協会)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会)	今 重一(釧路弁護士会)
菊池則明(釧路地裁民事部)	河原俊也(釧路地裁刑事部)

(2) 欠席者

栗林定正(釧路青年会議所)	堀川 勉(北海道新聞釧路支社報道部)
小高雅夫(釧路地方検察庁)	

(3) 説明者

末永 進(所長) 早川 登(事務局長) 菊池優一(民事首席書記官)
福岡正美(刑事首席書記官) 上田俊明(事務局次長)

(4) 庶務

織田裕彦(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐) 田向百代(庶務係長)

4 委員会内容

(1) 裁判所からの説明

ア 事務局長から下記のとおり裁判所の組織と現状について説明がされた。

- (ア) 司法の役割について
- (イ) 裁判所の組織と審級制度について
- (ウ) 裁判所の職員制度について
- (エ) 裁判所の現状について

上記説明に対する質疑応答は以下のとおり。

- ・ 三審制における地裁と家裁との組織において、権限等の違いがあるのか等の質問に対し、組織及び取り扱う事件の種類は全く別であるが、一審裁判所としては同じである旨説明があった。
- ・ 日本における国家権力構造として三権分立の建前を採っている一方、憲法上、国会が国権の最高機関であるとされていることとの関係から、現実に裁判を行っている裁判官の認識として、これらをどのように考えているか、法の究極には何があると裁判官は考えているのかとの質問に対し、刑事事件の量刑の判断について

個々の人権を守る立場として様々に思い悩むことがあること、司法は法解釈権限、違憲立法審査権等があること及び個々の具体的な生きた事件について適切、丁寧に審理し、真実を見抜き、それを法に当てはめて国民が納得のいく適正妥当な解決に導くことがひいては正義の実現につながるようになること等の説明がされた。

- ・ 裁判官の独立と審級制度との関係で個々の裁判官が行う判断について一切誰からも拘束されていないかどうかをチェックする機関の有無についての質問に対し、裁判官の独立については、個々の裁判官自身が強く意識している事であり、独立を侵されるような事があれば、その裁判官自ら問題にするし、裁判の当事者や弁護士会等がやはり黙ってはいないことからそれできちんと保たれており、国家機関等による裁判官の独立の維持をチェックするような機関はないし、必要ではない旨説明があった。
- ・ 裁判官の昇進、評価と裁判官の独立との関係についての質問に対し、裁判官としては、組織における昇進よりも個々の事件について全く評価とか関係なく自分自身の考えどおりでやれることが一番のやり甲斐であり、その為に身分も保障されていること、また、個々の裁判官の特徴を生かした配置を考えざるを得ず、その意味では、評価はある意味仕方がないことである旨の説明があった。さらに、最高裁判所一般規則制定諮問委員会において裁判官の評価について透明性のある評価方法を現在検討している最中であることの説明もあった。
- ・ 三審制において、上級審では個々の事件をどの段階からあるいはどの程度審理するのかの質問に対し、原審の証拠や主張を検討し、必要とあれば、控訴審において原審で取り調べた証人等を再度取り調べることもある旨説明があった。
- ・ 個々の裁判官が判断した判決に対し、控訴されて上級審でその判断が覆ったような時は、裁判官としてどう思うか等の質問に対し、控訴審において、新たな証拠が提出されたり、証人が原審での証言を覆したりした場合には、仕方がないと思うし、自分の事件の見方の未熟さを反省することもあるとの説明があった。
- ・ 最高裁判所裁判官の国民審査についての質問に対し、法律事項（最高裁判所裁判官国民審査法）であり、現状の制度も合憲との判決がある旨説明があった。

イ 総務課長から下記のとおり裁判所における広報について説明がされ、今年度を実施した市民講座を録画したビデオの一部が上映された。

- (ア) 広報委員会について
- (イ) 広報計画及び実行について
- (ウ) 今後の広報の在り方について

ウ 総務課長から下記のとおり調停委員の選任について説明がされた。

- (ア) 調停制度について
- (イ) 釧路地裁における調停委員の選任について
上記説明に対する質疑応答は以下のとおり。

- ・ 調停委員になるために自薦が認められなかったとの質問に対し、昨年通達改正後から自薦も認めているとの説明があった。
- ・ 調停委員の釧路管内全体の人数及び釧路本庁の人数についての質問に対し、民事調停委員及び家事調停委員別に現在員総数が開示された。

- ・ 調停委員によって事件の指定について偏りがあるとの指摘に対し、専門家調停委員と一般調停委員がいること及び原則的には公平に指定してはいるが仕事を持っている調停委員が多いことから、期日を指定した事件についてどうしても都合が付かず断られることもあり、別の調停委員をお願いするケースがあること等の説明があった。
- ・ 特定調停事件の急増から判断して現在の調停委員の人数が少ないのではないかとの指摘に対し、様々な各種団体に調停委員候補者を紹介してもらっているが、断られることも多く、今すぐに調停委員の人数を大幅に増やすことができない現状にあるとの説明があった。

(2) その他

ア 第1回地裁委員会議事概要について、庶務から確定版が配布され、全会一致により了承した。

イ 委員会通信（家裁委員会との合同）の名称について、庶務から仮題「まりも」とした経緯（釧路市内だけでなく、道東全域を管轄とする釧路の地家裁委員会であることから、道東地方のイメージとしてふさわしく誰もが知っているものとして、道東地方のほぼ中心にある阿寒湖に生息する天然記念物である「まりも」とした。）が説明され、地裁委員会としては、委員会通信の名称を「まりも」とすることに決定した。

(3) 第3回地裁委員会の開催日と時間

平成16年2月19日（木）午後1時30分～

次回内容予定：「民事裁判と刑事裁判について」の裁判所の説明

(4) 閉会の言葉（総務課長）